

報告第十二号

専決処分した事件の報告について

破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百六十二条第一項第一号イによる否認権の行使について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年九月二十六日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

(一) 甲は、乙に対し、返還金三十万九千九百五十九円及び平成二十八年二月八日から支払済みまで年五分の遅延利息の支払義務があることを認める。

(二) 甲は、乙に対し、前号の返還金三十万九千九百五十九円を、平成二十八年六月六日限り支払う。

(三) 甲が前号の返還金を遅滞なく支払ったときは、乙は甲に対し、第一号の遅延利息の支払を免除する。

(四) 甲及び乙は、本件に関し、本確認合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認する。

二 事案の概要

(一) 当事者 甲 江戸川区

乙 破産者破産管財人弁護士

(二) 事案の経過

甲は、平成二十八年二月五日付で生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六十三条に基づき保護費の返還を求め、同月八日に被保護者が弁済（以下「本件弁済」という。）を行ったが、同年四月十三日付けで当該被保護者についての破産手続開始決定がなされ、乙から江戸川区福祉事務所長に対し、本件弁済が破産法第六十二条第一項第一号イに基づく否認権の行使の対象に当たるとして、本件弁済の返還を求める請求があつたため、否認権の行使に代わる和解を行ったもの

三 専決処分日 平成二十八年五月二十六日（同月三十一日和解）